# 戸籍法の一部を改正する法律案要綱

## 第一　戸籍法の改正

出生届書の記載事項から嫡出子又は嫡出でない子の別を削除するものとすること。

（第四十九条第二項関係）

## 第二　施行期日等

一　この法律は、公布の日から施行するものとすること。

（附則第一項関係）

二　この法律の施行に伴い、関係法律の規定を整備すること。

（附則第二項関係）